

## 資料2

和泉市規則第31号

### 和泉市健康増進計画・和泉市食育推進計画検討委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）

第2条の規定に基づき、和泉市健康増進計画・和泉市食育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (担任事務)

第2条 委員会の担任事務は、和泉市健康増進計画・和泉市食育推進計画策定に係る調査審議に関することとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康づくり担当部署において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

